

平成29年 3月30日

建住 第 6029 号

建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料等の取扱いについて

山梨県手数料条例（平成12年山梨県条例第3号。以下「条例」という。）別表第2の185の2の項イの知事が指定する用途その他条例別表第2の185の2の項から185の5の項まで及び189の項に係る取扱いを下記のように定め、平成29年4月1日から適用する。

記

- 1 条例別表第2の185の2の項イの知事が指定する用途は、次に掲げるものとする。
 - ① 危険物の貯蔵又は処理に供するもの
 - ② 水産物の増殖場又は養殖場
 - ③ 卸売市場
 - ④ 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
 - ⑤ その他一次エネルギー消費量の算定対象とならない部分が大半である用途

- 2 条例別表第2の185の2の項イ、185の3の項イ、185の4の項イ、185の5の項イ又は189の項イ(1)若しくはロ(1)に定める金額を適用する建築物は、非住宅部分の用途が工場、倉庫その他これらに類するもの（以下「工場等」という。）のみの建築物であるが、例えば主として工場の用途に供する建築物であって部分的に事務室等を有するような場合にあっても、建築物全体の用途が工場と判断できるものは当該金額を適用することとなる。一方、複合用途の建築物において、非住宅部分の用途が工場等に該当しない部分を有する場合には、工場等に該当する部分を含めて条例別表第2の185の2の項ロ、185の3の項ロ、185の4の項ロ、185の5の項ロ又は189の項イ(2)若しくはロ(2)に定める金額を適用する。

- 3 増改築に係る申請において条例別表第2の185の2の項又は185の4の項に定める金額を適用する際の申請に係る非住宅部分の床面積は、増改築部分（非住宅部分に限る。以下同じ。）の床面積と既存部分（非住宅部分に限る。以下同じ。）の床面積の合計によって算出するものとする。ただし、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する「国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」として次の①から③に掲げる方法を用いる場合にあつては、既存部分の床面積を当該申請に係る非住宅部分の床面積から除くことができるものと

し、①のうち増改築に係る部分の BEI を基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに規定する基準一次エネルギー消費量及び設計一次エネルギー消費量に基づき算定する場合にあっては、条例別表第 2 の 1 8 5 の 2 の項イ(1)若しくはロ(1)又は 1 8 5 の 4 の項イ(1)若しくはロ(1)に定める金額によることができるものとする。

- ① 増改築に係る部分の BEI は、基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イ又はロに規定する基準一次エネルギー消費量及び設計一次エネルギー消費量に基づき算定するものであること。
- ② 既存部分の BEI は、1.2 と設定するものであること。
- ③ 建築物全体の BEI は、①により算定した増改築に係る部分の BEI と②により設定した既存部分の BEI との面積按分により算定するものであること。

4 条例別表第 2 の 1 8 5 の 3 の項、1 8 5 の 5 の項及び 1 8 9 の項に定める金額を適用する際の申請に係る非住宅部分の床面積は、変更する部分の床面積にかかわらず、変更後の非住宅部分全体の床面積によるものとする。なお、増改築に係る申請においては、上記 3 ただし書に準じて取り扱うことができるものとする。

以上